

平成 30 年度社会復帰促進等事業における新規事業等

- 1 計画届審査員の配置
(事業番号 24-1 安全衛生啓発指導等経費の一部新規)

- 2 ① 36 協定未届事業場に対する相談指導業務
② 長時間労働の是正に向けたきめ細やかな窓口支援体制等の充実
(事業番号 34 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組の一部新規)

- 3 大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援
(事業番号 58 第三次産業労働災害防止対策支援事業の一部新規)

- 4 ① 時間外労働の上限規制に向けた中小企業や事業主団体への支援
② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（仮称）
(事業番号 66-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進（過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し）の一部新規)

			NO. 1
事業名	計画届審査員の配置 (事業番号24-1 安全衛生啓発指導等経費の一部新規)	平成29年度 予算額	平成30年度 予算要求額
		126,857(千円)	523,996(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課業務班・計画課計画班		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	労働基準監督署		
事業概要	労働安全衛生法第88条第1項及び3項に基づく工事等の計画の届出の件数が多い労働基準監督署に計画届審査員を配置することで、労働基準監督署職員による事業場に対する安全衛生に関する啓発指導を充実・強化する。		
事業の必要性	働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を踏まえた産業医・産業保健機能の強化などを内容とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の提出が見込まれており、早ければ平成31年4月1日の施行の可能性のあることから、労働基準監督署の職員が個々の事業者を訪問し、法内容の周知とともに、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェック等の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等の労働災害を未然に防ぐための取組の啓発指導を強化する必要がある。 このため、労働基準監督署の職員が実施している工事等の計画届の審査業務の一部を、新たに配置する計画届審査員に担わせることにより、安全衛生啓発指導業務を充実・強化する必要がある。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	計画届審査員の配置により、職員が実施する安全衛生啓発指導業務が充実・強化され、労働災害の防止に寄与するものであり、また、計画届審査員は、労働災害防止を目的とする工事等の計画届の審査業務のために配置するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。		
期待される施策効果	個々の事業者を訪問する安全衛生啓発指導業務の充実・強化が可能になるとともに、労働災害防止を目的とする工事等の計画届の審査業務についても適切な水準に維持され、労働災害の減少に寄与することが見込まれる。		
その他特記事項	-		

計画届審査員の配置 (安全衛生啓発指導等経費の一部新規)

要求額 523,996(千円)

背景

- 働き方改革を推進するため、個々の事業者を訪問する安全衛生啓発指導業務の充実・強化が必要
- 労働基準監督署において安全衛生啓発指導業務を担当する職員は、工事等の計画届の審査業務も実施
- 労働基準監督署が受理する工事等の計画届は年間11万7千件(平成28年)

計画届審査員の配置

- 工事等の計画届の受付件数の多い労働基準監督署に重点的に配置
内訳 151人(月12日勤務)
- 計画届審査員には、工事等の計画届の審査能力を有する労働安全コンサルタント等を配置



計画届審査員の配置の効果

個々の事業者を訪問する安全衛生啓発指導業務の充実・強化が可能となるとともに、労働災害防止を目的とする工事等の計画届の審査業務についても適切な水準に維持され、労働災害の減少に寄与することが見込まれる。

			NO. 2	
事業名	①36協定未届事業場に対する相談指導業務 ②長時間労働の是正に向けたきめ細やかな窓口支援体制等の充実 (事業番号34 長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組の一部新規)	平成29年度 予算額	平成30年度 予算要求額	
		911,249(千円)	2,097,766(千円)	
担当係	労働基準局監督課管理係			
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)			
実施主体	民間事業者等			
事業概要	<p>時間外労働・休日労働に関する協定を未届であって労働者数が10人以上の事業場に対し、自主点検により長時間労働等の実態を把握した上で、集団での相談指導や訪問指導を実施し、36協定の締結を始めとした労働基準法の知識及び遵法意識を持たせ、長時間労働や法違反の解消を図る。また、自主点検及び相談指導に応じない事業場の情報を労働基準監督機関に提供する。</p> <p>また、労働基準監督署に届け出られる36協定等について、窓口における事業場に対するきめ細やかな相談支援を行う(平成31年1月から実施)とともに、時間外労働や過重労働防止についてのセミナー等を行う。</p>			
事業の必要性	<p>働き方改革については、平成29年3月28日に「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」が策定され、「長時間労働の是正のための監督指導の徹底」等が盛り込まれるとともに、その実現に向けて、取組の指示がなされた。</p> <p>また、平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「労働基準監督業務の民間活用拡大のため『36協定未届事業場への自主点検票等の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、同意を得られた場合に労務関係書類等の確認及び相談指導を実施する。』」ことが盛り込まれており、長時間労働是正の取組強化として、①の実施が必要である。</p> <p>加えて、長時間労働等による労働災害の防止を目的とし、働き方改革を円滑に進めるためにも、②による窓口でのきめ細やかな相談支援の実施が急務となっている。</p>			
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業について、①は、集団での相談指導や訪問指導を通じて、事業主等に36協定の締結を始めとした労働基準法の知識及び遵法意識を持たせ、長時間労働や法違反の解消を図るものであり、②は、36協定等について、窓口における事業場に対するきめ細やかな相談支援等を実施し、長時間労働の解消や法違反の解消を図るものであることから、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止につながり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。</p>			
期待される施策効果	<p>本事業について、①では、36協定未届事業場に対して必要な相談指導等を行うことで、事業主等に36協定の締結を始めとした労働基準法の知識及び遵法意識を持たせ、長時間労働や法違反の解消を図ること、②では、窓口へ届け出られた36協定等について、事業場に対して相談支援やセミナーを実施することで、長時間労働や法違反の解消を図り、過労死等を防止することが期待できる。</p>			
その他特記事項	—			

長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組【一部新規】

概要

- ・ 過重労働の解消については、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%、年次有給休暇取得率を70%とする目標が掲げられている。
- ・ 週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は、1割弱で推移しているとともに、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数、支給決定件数も高水準で推移している。
- ・ 平成28年12月26日に長時間労働削減推進本部において「『過労死等ゼロ』緊急対策」が決定された。また、平成29年3月28日には働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が策定され、「長時間労働の是正のための監督指導の徹底」等が盛り込まれた。

長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組【拡充】 2, 295, 045(1, 122, 353)千円

- 長時間労働の抑制及び過重労働の防止対策【拡充】（一部 一般会計） 990, 766(167, 422)千円
 - ・ 36協定未届事業場に対する相談指導業務【新規】
36協定未届であって労働者数が10人以上の事業場に対し、自主点検、集団や訪問での36協定制度を始めとした労働条件に係る相談指導を実施。
 - ・ 過重労働解消キャンペーンの実施【継続】
過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナー(全国47か所で計49回)の実施、パンフレット等の作成・配布。
 - ・ インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業【拡充】
インターネット上の求人情報、書き込み等の各種情報を監視し、長時間労働等が疑われる問題事業場情報を収集。
- 時間外及び休日労働協定の入力・集計・分析 27, 496(27, 496)千円
時間外労働協定の入力・集計・分析作業について、相談業務を本務とする職員を本務に専念させるため、外部委託する。
- 労働時間管理適正化指導員の配置【拡充】 499, 885(428, 799)千円
労働時間管理適正化指導員を154人(144人)配置し、特別条項付きの時間外及び休日労働協定届を届け出た事業場など、長時間労働が疑われる事業場等に対する自主点検や、労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対し訪問指導を実施。
- 時間外及び休日労働点検指導員の配置【拡充】 301, 959(202, 265)千円
時間外及び休日労働協定点検指導員261人(198人)を配置し、労働基準監督署における時間外及び休日労働協定届の受理に際し、同協定が限度基準に沿ったものになるよう点検及び窓口指導を行う。
- 労働基準監督官(非常勤)(仮称)の配置【新規】（一般会計） 79, 352(0)千円
労働基準監督官OBを活用し、長時間労働が疑われる事業場や、労働基準関係法令指導員が対象としていた新規把握事業場等を含めた事業場の監督指導に当たらせる。
- 新規起業事業場対策【一部拡充】 112, 017(113, 931)千円
新規起業事業場に対し、基本的な労務管理の要点についてのセミナー等を行うとともに、WEB上で労務管理等のポイントについて診断を受けられるサービスを実施する。
- 36協定届出事業場に対する相談支援等の充実【新規】 283, 570(0)千円
労働基準監督署に届け出られる36協定について、窓口における事業場に対するきめ細やかな相談支援を行うとともに、時間外労働や過重労働防止についてセミナー等を行う。
- 前年度限りの経費 0(182, 440)千円
労働基準関係法令指導員の配置

			NO. 3
事業名	大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援 (事業番号58 第三次産業労働災害防止対策支援事業の一部新規)	平成29年度 予算額	平成30年度 予算要求額
		59,779(千円)	108,783(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課物流・サービス産業・マネジメント班		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間事業者等		
事業概要	<p>小売業、飲食店等の複数の店舗を展開する企業では、店舗に安全の担当者がいないなど体制が脆弱であることから、経営トップを対象とするセミナーや安全の担当者の養成講習等の開催により、全社的な安全衛生活動の活性化を図る。</p> <p>また、職場で実践可能なマニュアルを作成し、「危険の見える化」やリスクアセスメントの導入を推進するとともに、多発する転倒災害の防止対策を学習できるe-ラーニング教材を作成する。</p> <p>併せて、安全管理体制等のあり方について検討する。</p>		
事業の必要性	<p>小売業、飲食店等の第三次産業では、労働災害が増加傾向にあり、1年間に発生する休業4日以上労働災害の4割以上が第三次産業で発生しており、これらの業種に対応した労働災害防止対策を推進することが必要。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業は、経営トップの意識啓発、安全の担当者の配置促進を図るとともに、「危険の見える化」や転倒災害防止に係る教材の作成等を行うことにより、第三次産業における労働災害防止対策が推進されることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。</p>		
期待される施策効果	<p>経営トップの意識啓発、安全の担当者の配置促進を図るとともに、「危険の見える化」や転倒災害防止に係る教材の作成等を行うことにより、第三次産業における労働災害防止対策が推進され、労働災害の減少が期待できる。</p>		
その他特記事項	—		

大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援 (第三次産業における安全衛生管理の強化)(30年度要求)(一部新規)

○第三次産業の労働災害は全業種の4割以上で、増加傾向(小売業、社会福祉施設、飲食店ではH24より増加)

休業4日以上死傷者数(H28) 全産業117,910人、第三次産業54,280人(全産業の46%)

○社会福祉施設・飲食店等(令第2条第3号該当業種)には、安全管理者等の選任の義務付けはなく、安全推進者の配置を行政指導するが、配置は進んでいない。

○経営トップの意識啓発、安全推進者の配置促進を図るとともに、「危険の見える化」や転倒災害防止に係る教材等を作成し、第三次産業における自主的安全衛生活動の活性化を図ることにより、第三次産業における労働災害防止対策を推進。併せて安全管理体制のあり方について検討する。

経営トップ等に対するセミナーの開催

多店舗展開企業等の経営トップを対象とするトップセミナー、安全推進者養成講習等を開催し、労働災害防止の意識啓発、安全推進者の配置促進等を図る。

リスクアセスメント導入促進マニュアル等の作成

職場で実践可能なマニュアルを作成し、「危険の見える化」やリスクアセスメントの導入を推進するとともに、転倒災害の防止対策を学習できるe-ラーニング教材を作成することで労働災害の防止を図る。

安全管理体制等のあり方に関する検討

安全推進者の配置が進まず、安全管理体制が脆弱な社会福祉施設、飲食店等の令第2条第3号該当業種において、効果的に労働災害を減少させるための安全管理体制等のあり方について検討する。

			NO. 4
事業名	①時間外労働の上限規制に向けた中小企業や事業主団体への支援(職場意識改善助成金の拡充) ②中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(仮称) (事業番号66-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)の拡充と一部新規)	平成29年度 予算額	平成30年度 予算要求額
		2,100,667(千円)	5,307,141(千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課 設定改善係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第28条)		
実施主体	民間業者、都道府県労働局		
事業概要	<p>①時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金より改称予定)について、中小企業事業主が、時間外労働の上限規制を円滑に移行することを目的として、生産性向上を図るための研修、外部コンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新等を実施し、時間外労働の削減の成果を上げた事業主に対する助成内容を拡充する。</p> <p>また、3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けて協議するための会議の開催、外部専門家によるコンサルティング、セミナーの開催など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を実施した団体に重点的に助成する助成金等を創設する。</p> <p>②民間事業者等への委託により、 (1)「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善 (2)過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ (3)人材の定着等確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に依じた業務プロセス等の見直しによる人材不足対応 に資する労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター(仮称)」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>また、商工会議所・商工会・中央会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。</p> <p>※非正規雇用労働者の処遇改善に向けた相談支援及び、人材の定着等確保・育成を目的とした雇用管理改善については、雇用勘定において要求。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>働き方改革実行計画において、長時間労働の是正が最優先的な課題の一つとなっており、その対策として、法規制による時間外労働の上限規制の導入等を行うこととしているが、昨今の状況を踏まえ、早期に解消すべき課題ともなっている。</p> <p>そのため、大企業に比して一般的に経営基盤が脆弱である中小企業事業主等に対して、時間外労働の上限規制の法施行前までに、労働時間短縮及び生産性向上のため経費の助成及び相談支援等を行う必要がある。</p>		
期待される施策効果	<p>本事業は、長時間労働の是正のため、時間外労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主に対して支援を行うことにより、生産性を高め、仕事と生活の調和のとれた働き方を普及させるものであり、その結果、労働者の時間外労働の縮減等につながり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクを減少させ、過労死等の防止など労働災害減少に寄与するものである。</p> <p>したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p>		
その他特記事項	労働者の健康の確保が図られることとなり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクが減少し、過労死等の防止など労働災害減少に寄与することが期待される。		
その他特記事項	—		

時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金より改称予定)

要求額 3,501,528千円

時間外労働上限設定コース(拡充)

予定額 1,919,015千円

【助成概要】

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成

【対象事業主】

- ① 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間を超える特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主(単月に複数名が行った場合を含む)
- ② 時間外労働が月80時間(休日労働を含む)・年720時間以下の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主(単月に複数名が行った場合を含む)

【助成率、上限額】

- ・費用の3/4を助成
 - ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
 - ① 平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定
⇒ 上限150万円
 - ※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合
⇒ 上限額100万円
 - 月60時間を超え月80時間以下・年720時間以下の設定に留まった場合
⇒ 上限額50万円
 - ② 平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定
⇒ 上限100万円
 - ③ ①又は②に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算
⇒ 4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円
- ※上限額の合計は200万円まで

勤務間インターバル導入コース(拡充)

予定額 1,027,974千円

【助成概要】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成

【対象事業主】

新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入する中小事業主

【助成率、上限額】

- ・費用の3/4を助成
- ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
- ・上限額はインターバル時間数等に応じて、9時間以上11時間未満
⇒ 40万円
- 11時間以上
⇒ 50万円

職場意識改善コース(拡充)

予定額 128,099千円

【助成概要】

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成

【対象事業主】

- 以下の目標を達成した中小事業主
- <年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組>
- ①年休の年間平均取得日数を4日以上増加
- ②月間平均残業時間数を5時間以上削減
- <週所定労働時間を40時間以下とする取組>
- 特例措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること

【助成率、上限額】

- <年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組>
- 費用の1/2~3/4を助成、上限100万円
- ※年休の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合には上限額50万円を加算
- <週所定労働時間を40時間以下とする取組>
- 費用の3/4を助成、上限50万円
- ※ 3/4の助成について、事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

団体推進(新規)

予定額 426,440千円

【助成概要】

3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組に要した費用を助成

【支給要件】

傘下企業のうち、1/2以上の企業について、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと

【上限額】

上限500万円

※都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は、上限1,000万円)

【助成対象】

会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費

【助成対象】(3コース共通)

就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(仮称)

平成30年度要求額 1,546,447千円

(労災勘定・雇用勘定折半)

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善
- ②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築や生産性向上による賃金引上げ
- ③人材の定着確保・育成を目的とした雇用管理改善や業種の特性に応じた業務プロセス等の見直し等による人材不足対応に資する労務管理に関する技術的な相談など総合的な支援を行うため、民間団体等の委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター(仮称)」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともに、商工会議所・商工会・中央会等におけるセミナー・出張相談会を実施する。
また、大規模センターに出張所を設置することも可能とし、より身近な場所できめ細かな相談支援を実施する。

働き方改革推進支援センター(仮称)の設置

